

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 46 条第 3 項第 2 号並びに第 47 条第 1 項第 3 号の規定に基づき総務大臣が定める事項を定める件（仮称）を制定する告示案の概要

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 46 条第 3 項第 2 号並びに第 47 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、総務大臣が定める事項について定めるもの。

2 概要

- (1) 第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 5 号及び第 46 条第 3 項第 2 号関係
特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項のうち、総務大臣が定める事項について定める。
- (2) 第 45 条第 1 項第 4 号関係
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 21 条第 2 項の規定による通知の有効期間について定める。
- (3) 第 47 条第 1 項第 3 号関係
情報提供等の記録について記録及び保存する事項のうち、総務大臣が定める事項について定める。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下「省令」という。）第 44 条第 2 項第 5 号、第 45 条第 1 項第 5 号及び第 46 条第 3 項第 2 号の総務大臣が定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。

2 法第 21 条第 2 項の規定による通知の有効期間

省令第 45 条第 1 項第 4 号の総務大臣が定める期間は、30 日間とする。

3 情報提供等の記録について記録及び保存する事項

省令第 47 条第 1 項第 3 号の総務大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

ア 法第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号

イ 特定個人情報の提供の求め（法第 21 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除く）又は提供が不適法に行われた場合はその旨